

**独立行政法人原子力安全基盤機構の業務実績  
(平成 25 年度上半期)**

**平成 25 年 11 月 5 日  
独立行政法人原子力安全基盤機構**

# I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 3. 防災関連業務等

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
<p>原子力施設等で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、機構は、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施することとなる。そのため、原子力災害の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制庁と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備する。これらは訓練を通じて改善していくことが重要である。</p> <p>また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体が発する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及</p>	<p>原子力施設等で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制庁と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。</p> <p>また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体が発する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及</p>	<p>原子炉施設等で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施するとともに、原子力規制庁の緊急事態対策監等に対する技術支援を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会及び内閣府と調整の上、緊急時の即時対応を含めた参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。</p> <p>また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。</p> <p>以上に加え、原子力災害等に備える</p>	<p>防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施するとともに、原子力規制庁の緊急事態対策監等に対する技術支援を実施ため、制定した防災業務計画に沿って、初動対応組織を整備し、緊急時の即時対応を可能とするとともに役職員の参集体制を構築している。また、職員派遣等の対応手順書案を整備しており、国の原子力総合防災訓練に合わせた訓練を通じ改善することとしている。</p> <p>また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるように努めている。</p> <p>以上に加え、原子力災害等に備えるための平常時の業</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
<p>びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、オフサイトセンターの設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について、原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組みを行う。</p>	<p>びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、オフサイトセンターの設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組みを行う。</p>	<p>ための平常時の業務として以下の取組みを行う。ただし、これらの業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。</p>	<p>務として今年度上半期について、以下の取組みを行った。なお、業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施した。</p>
<p>① 指定公共機関としての防災業務計画策定や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備するとともに、国及び地方自治体が発する原子力防災訓練を踏まえて改善し、実効性向上を図る。</p>	<p>① 指定公共機関としての防災業務計画や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備し、訓練を通じて改善し実効性向上を図る。</p>	<p>(1)指定公共機関として、制定した防災業務計画、計画の具体的手順書等に、国の防災施策に関する検討状況、防災訓練の成果等を反映する。また、参集等の訓練を実施し、課題の抽出、改善を行い、実効性向上を図る。</p>	<p>(1)平成25年2月に制定した防災業務計画に基づき機構の内部規程を制定するにあたり、原子力規制委員会のマニュアルとの整合を図った。また、規程の具体的手順書の検討にあたり、原子力防災会議幹事会の定めた原子力災害対策マニュアルの平成25年9月改訂内容を踏まえるとともに、国の総合防災訓練に合わせて実施した機構の防災訓練等の成果等を反映することとし、現在、最終手続き中である。</p> <p>また、初動対応に係る手順を整備し、初動対応職員に初動対応手順書教育、参集訓練等を実施した。(教育3回、参集訓練1回)</p> <p>なお、初動対応職員(常時5名がERCから徒歩30分圏内2箇所に待機)による対応実績は、上半期4回(4/17、5/18、8/4、9/20。全て夜間又は休日の立地市町村震度5弱以上の地震による。)であり、ERCに30分程度で参集し、原子力施設の状況の把握などを行った。</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
<p>② 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。</p>	<p>②複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。</p>	<p>(2)複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練に対して指定公共機関として参加する。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。具体的な取り組みを以下に示す。</p> <p>① 国、地方自治体等の原子力防災訓練への参加及び技術的支援等</p> <p>a. 原子力総合防災訓練 国、地方自治体、原子力事業者等が共同で実施する原子力総合防災訓練に対して、指定公共機関として参加する。また、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援を行う。</p> <p>b. 地方自治体の原子力防災訓練 地方自治体が地域防災計画に則り行う原子力防災訓練に対して、指定公共機関として参加する。また、地方自治体の要望を踏まえ、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援を</p>	<p>(2)指定公共機関として国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練に参加するとともに、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施している。具体的な取り組みは以下のとおりである。</p> <p>① 国、地方自治体等の原子力防災訓練への参加及び技術的支援等</p> <p>a. 原子力総合防災訓練(対象施設:九州電力株式会社川内原子力発電所) 国、地方自治体、原子力事業者等が共同で平成25年10月11、12日に実施する原子力総合防災訓練に対して、指定公共機関として役職員の派遣等を行うよう機構内訓練を計画した。また、対象施設の事故挙動解析による発災事故シナリオの検証等の技術的な支援を行うとともに記録作成など訓練実施に必要な支援を行うこととした。プレ原子力総合防災訓練(9月)では訓練統制内容の検討、当日の訓練統制要員及び訓練対象要員への情報付与・報告受領要員の派遣支援を行った。(実施済み。現在は訓練成果の取りまとめ等に対し原子力規制庁からの要請に対応中)</p> <p>b. 地方自治体の原子力防災訓練 地方自治体が地域防災計画に則り行う原子力防災訓練に対して、地方自治体の要望を踏まえ、指定公共機関として参加するとともに、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援を行うこととしており、年間13回の計画に対し上半期は計画どおり(福井県、6月)に対し操作支援を1</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
		<p>行う。</p> <p>c. 原子力規制委員会及び内閣府の原子力防災訓練 原子力規制委員会及び内閣府が実施する原子力防災訓練に対して必要な支援を行う。</p> <p>d. 事業者のオンサイト訓練 事業者が行うオンサイト訓練に対して、原子力規制委員会が行う事業者オンサイト訓練評価のためのガイドライン等の作成や事業者オンサイト訓練評価に係る技術的支援等を行う。</p> <p>e. その他の訓練 上記以外の訓練に対して原子力規制委員会の要請に応じて必要な支援を行う。</p> <p>② 原子力防災関係者に対する研修・習熟訓練の実施 新しく制定された原子力災害対策指針や改定された原子力災害対策マニュアル等の内容をカリキュラム、テキスト等に反映し、国、地方自治体、指定公共機関、原子力事業者及び関係機関の原子力防災関係者を対象とした研修・習熟訓練を実施する。</p>	<p>回実施した。</p> <p>c. 原子力規制委員会及び内閣府の原子力防災訓練 原子力規制委員会及び内閣府が実施する原子力防災訓練に対して必要な支援を行うこととしており、ERC のみによる規制委員会内訓練(7月)、官邸、OFC、ERC が連携した規制委員会訓練(8月)、環境省政務が参加した規制委員会訓練(9月)において訓練統制内容の検討、当日の訓練統制要員及び訓練対象要員への情報付与・報告受領要員の派遣支援を行った。</p> <p>d. 事業者のオンサイト訓練 ・原災法に基づき事業者が実施するオンサイト訓練の評価ガイドラインについて実訓練を基に評価内容の継続的な見直しを実施中。 ・事業者が行うオンサイト訓練に対し、その都度、訓練評価について技術的支援等を行っており、上半期は8回対応した。</p> <p>e. その他の訓練 上半期は要請がなかった。</p> <p>② 原子力防災関係者に対する研修・習熟訓練の実施 新しく制定された原子力災害対策指針や改定された原子力災害対策マニュアル等の内容をカリキュラム、テキスト等に反映し、国、地方自治体、指定公共機関、原子力事業者及び関係機関の原子力防災関係者を対象とした研修・習熟訓練を実施することとしており、以下の研修・習熟訓練を計画どおり実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
		<p>具体的には、以下の研修・習熟訓練を実施する。</p> <p>a. 原子力防災に係る基礎研修 初めて原子力防災を担当する原子力防災関係者を対象として、災害対策の基礎、原子力災害の特徴を学習することを目的とした研修を実施する。</p> <p>b. 災害対策に係る活動訓練 原子力災害時において災害対策に従事する原子力防災関係者を対象として、必要な運用知識・専門知識・災害対応業務能力の習得を目的とした活動訓練を実施する。</p> <p>c. 住民防護活動を行う要員に係る専門研修 原子力災害時において住民防護活動を行う要員(自衛隊、海上保安庁、警察、消防等)を対象として、住民防護策を行う上で必要な知識や対処能力を習得する研修を実施する。</p> <p>d. 核燃料輸送講習会 核燃料輸送事故時において対応活動を行う地方自治体、消防、警察等の職員を対象とし、放射線の基礎、輸送における安全対策、事故対策等についての講習会を実施する。</p>	<p>a. 原子力防災に係る基礎研修 初めて原子力防災を担当する原子力防災関係者を対象として、災害対策の基礎、原子力災害の特徴を学習することを目的とした研修を年間27回実施する計画としており、上半期は計画どおり7月に2回(長崎県、島根県)、8月に6回(鳥取県、北海道、神奈川県、鹿児島県、愛媛県、佐賀県)、9月に6回(石川県、岡山県、富山県、神奈川県、福島県、青森県)、計14回実施した。</p> <p>b. 災害対策に係る活動訓練 原子力災害時において災害対策に従事する原子力防災関係者を対象として、必要な運用知識・専門知識・災害対応業務能力の習得を目的とした活動訓練を年間17回実施する計画としており、上半期は計画どおり8月に2回(鹿児島県、島根県)、9月に2回(北海道、愛媛県)の計4回実施した。</p> <p>c. 住民防護活動を行う要員に係る専門研修 原子力災害時において住民防護活動を行う要員(自衛隊、海上保安庁、警察、消防等)を対象として、住民防護策を行う上で必要な知識や対処能力を習得する研修を年間17回実施する計画(自治体の訓練時期を考慮して全て下半期)としており、上半期は研修カリキュラムやテキスト検討など研修準備作業を実施した。</p> <p>d. 核燃料輸送講習会 核燃料輸送事故時において対応活動を行う地方自治体、消防、警察等の職員を対象とし、放射線の基礎、輸送における安全対策、事故対策等についての講習会を年間3回実施する計画としており、上半期は計画どおり9月(大阪府)に1回実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
		<p>e. 火災防護に関する研修 原子炉施設等の火災時において対応活動を行う国の火災対策専門官、消防や地方自治体の職員及び原子力事業者等の職員を対象に、火災発生防止対策、消防活動、火災防護、放射線防護、林野火災シミュレーション解析、最近の規制基準に係わる規制動向等についての研修を実施する。</p> <p>f. 訓練企画立案専門研修 自治体防災担当者を対象として、効果的な原子力災害対応研修・習熟訓練の立案力向上を目的とした研修を実施する。</p> <p>g. 原子力防災講演会等 防災関係機関等からの依頼により、原子力防災に関する研修や講演会を実施する。</p> <p>h. 核物質防護研修会(対象外) 警察庁、海上保安庁、防衛省の職員を対象とした、核物質防護のための研修会をオフサイトセンター設置道府県において実施する。</p> <p>i. その他 上記研修・習熟訓練の高度化を図ることを目的に、研修訓練に係わる国内外の動向等を調査するとともに、品質の向上及び効率的な学習方法について検討する。</p>	<p>e. 火災防護に関する研修 原子炉施設等の火災時において対応活動を行う国の火災対策専門官、消防や地方自治体の職員及び原子力事業者等の職員を対象に、火災発生防止対策、消防活動、火災防護、放射線防護、林野火災シミュレーション解析、最近の規制基準に係わる規制動向等についての研修を年間8回実施する計画としており、上半期は計画どおり7月に2回(東通地区、柏崎地区)、9月に2回(志賀地区、高浜地区)、計4回実施した。</p> <p>f. 訓練企画立案専門研修 自治体防災担当者を対象として、効果的な原子力災害対応研修・習熟訓練の立案力向上を目的とした研修を下半期に2回実施する計画としており、上半期は研修カリキュラム案等を検討し受講者の募集を行うなど研修準備作業を実施した。</p> <p>g. 原子力防災講演会等 上半期は特に依頼がなかった。</p> <p>h. 核物質防護研修会(参考) 警察庁、海上保安庁、防衛省の職員を対象とした、核物質防護のための研修会をオフサイトセンター設置道府県において年間14回実施する計画としており、上半期は計画どおり7回実施した。</p> <p>i. その他 上記研修・習熟訓練の高度化を図ることを目的に、研修訓練に係わる国内外の動向等を調査するとともに、品質の向上及び効率的な学習方法について検討することとしており、上半期は上記研修訓練のテキスト等に反映した。</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
<p>③災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、緊急時対応センター、オフサイトセンター等を結ぶ専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの的確な整備・運用を行う。</p>	<p>③ 災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、緊急時対応センター、オフサイトセンター等を結ぶ専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。</p>	<p>(3)災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、関連する機器・システムの冗長化等、適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時、稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。具体的な取り組みを以下に示す。</p> <p>① 日常点検、定期点検による設備の維持管理 官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（以下「官邸・緊急時対応センター等」という。）及び機構本部の原子力防災関連設備の維持管理を実施する。</p> <p>a. 月 1 回、設備の員数確認、点検、起動確認を実施するとともに、年1回定期保守点検を実施し、設備の健全性を維持する。</p> <p>b. 設備の機能維持のために、機構内に設置した緊急時ネットワーク監視センターで故障把握などを 24 時間集中監視し、異常対応等を迅速に実施する。</p> <p>② 設備の整備 a. 原子力規制委員会に新たに設置された緊急時対応センターに従来の緊急時対応センターの機器を移設し、災害時により的確に対応できるよう設備増強を行う。</p>	<p>a.上半期までの月例点検報告書のチェックを完了。定期点検の立会・現地確認を2箇所（島根、上齋原）で実施済み。</p> <p>b.上半期のアラーム発生件数（LANケーブルの抜け、誤った電源切断など軽微な事象が大半）は、257件で、その内メーカー対応・修理が必要な障害件数は19件。すべて対応・修理済み。</p> <p>a.原子力規制委員会に新たに設置された緊急時対応センターへの従来機器の移設を5月末に完了。</p>



中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
		<p>b. 統合原子力防災ネットワークに接続される拠点の増加に応じて、設備の改造や増強を行う。</p> <p>c. 代替オフサイトセンターについて、原子力規制委員会等と調整をとりつつ、必要な追加整備を行う。</p> <p>d. その他必要な資機材について、原子力規制委員会と調整をとりつつ、適宜追加整備を行う。</p>	<p>b. 北海道、京都府、青森県の関連市町村の地上系ネットワークへの拠点追加に対応して通信機器等の設定変更を実施した。また、8府県（宮城県、静岡県、石川県、京都府、長崎県、富山県、滋賀県、山口県）の衛星回線ネットワークへの接続開始に伴い、設備の増設、機器の設定変更を実施した。</p> <p>c.(上半期に具体的な依頼等なし)</p> <p>d. 規制庁内の訓練結果等を踏まえ、官邸にPC-TV会議システムを追加整備するとともに、ERCにPCを追加整備。また、官邸及びERCの一般系PCの専用系への設定変更を実施。(9月下旬完了)</p>
<p>④災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSSについて分析機能及び運用の改善をはじめ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。</p>	<p>④ 災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS（緊急時対策支援システム）について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理は24時間体制を整備する。</p>	<p>(4)災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS（緊急時対策支援システム）について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理の更なる強化を図る。</p> <p>具体的な取り組みを以下に示す。</p> <p>① ERSS 伝送システムの強化</p> <p>ERSSのサーバ等のリプレースを行い、伝送システムを強化する。</p> <p>また、原子力事業者の防災業務計画の見直しに対し、事業者の伝送システムに対する要件を提示し、事業者側</p>	<p>①ERSSのサーバ等のリプレースについての契約を締結（8月）し、作業開始した。現行ERSSにおいて、9事業者からの衛星回線経由のデータ受信試験を行い、動作を確認した。</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
		<p>との整合を図る。</p> <p>② ERSS 表示機能の向上            防災指針の見直しにより緊急時活動レベル(EAL)が導入されることに伴い、伝送・表示パラメータや表示画面の追加等を検討し、原子力事業者の伝送パラメータ追加に合わせて実施する。</p> <p>③ ERSS の 24 時間監視・管理体制強化            緊急時ネットワーク監視センターにおける24時間監視及び異常時の対応体制を強化する。</p>	<p>②EALの具体化に伴う伝送パラメータの決定以降に作業を開始する予定で準備を進めている。具体的にはパラメータの大幅な増加が見込まれており、これにより設備側への影響の有無、画面構成・表示方法などの課題を洗い出し、対応が可能か事前に確認した。</p> <p>③緊急時ネットワーク監視センターにおける24時間監視を実施中。上半期は、事業者(データ送信元)の計画保守等による停止以外のデータ送信異常を5件検知し、事業者に対応を依頼した。また、24時間対応の保守体制を実施中。6月にERSSサーバ等の定期点検を実施した。</p>
<p>⑤災害時にオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターが所期の機能を果たすよう、通信機器等の機器及び防災資機材の整備・管理・運用を行う。</p>	<p>⑤ 災害時にオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターが所期の機能を果たすよう、災害対応の資機材やシステム(通信機器、防災資機材及びその他必要な装備一式)の整備・管理・運用について、その方針・手順を原子力規制庁と調整を図り、明文化し、実施する。</p>	<p>(5)災害対応資機材及びシステムに関する維持管理方法等の明文化            災害時にオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターが所期の機能を果たすよう明文化した方針・手順に基づき、各オフサイトセンターに整備している防護資機材の保管や維持管理の方法等、また全国2か所に分散配備するモバイルネットワーク機器及び代替オフサイトセンター用通信機器の保管、輸送地点までの移送、操作及び維持管理の方法について原子力規制</p>	<p>原子力規制庁と調整し、役割分担を明確にした上で以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各オフサイトセンターに整備している防護資機材の月例点検時の員数確認などの維持管理方法については、見直しの必要は認められていない。</li> <li>・ 昨年度制定したモバイルネットワーク機器(無線設備)及び代替オフサイトセンター用通信機器(FAX、PC等)の運用手引きに基づき維持管理を実施しており、見直しの必要性は認められていない。</li> <li>・ 2か所(茨城県の百里基地近傍、石川県の小松基地近傍)に配備しているモバイルネットワーク機器等の操作については、現在、操作訓練についての実施に向け操</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
		委員会と連携した訓練等を通じ、必要な見直しを行う。	作支援など必要な外部調達について手続き準備中である。今後、規制庁との調整のうえ実施し、操作方法の見直しの要否を判断する予定。輸送地点までの移送訓練の実施については、関係省庁との調整が必要。
<p>⑥東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査を実施する等、原子力防災に関する知見を蓄積し、国内外へ発信する。さらに、こうした知見を踏まえ、国、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な支援・助言を行う。</p> <p>これらの業務を実施する際には、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ国において実施中の事故に関する調査・検証作業や防災計画・指針等の見直し、さらにはオフサイトセンターの立地や機能・設備等の検討結果を踏まえる必要がある。</p>	<p>⑥ 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査を実施する等、原子力防災に関する知見を蓄積し、国内外へ発信する。さらに、こうした知見を踏まえ、国、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な支援・助言を行う。また、防災指針の改訂等に伴い、地方自治体が整備する地域防災計画の作成を支援する。</p> <p>これらの業務を実施する際には、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国において実施中の事故に関する調査・検証作業や防災計画・指針等の見直し、さらにはオフサイトセンターの立地や機能・設備等の検討結果を踏まえることとする。</p>	<p>(6)東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する知見の反映</p> <p>① 我が国の防災制度の改善に係る支援 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査・研究などを通じ、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。</p> <p>② 知見の国内外への発信 国民への情報提供、国際原子力機関(IAEA)の安全原則への反映等を行う。</p> <p>③ 地域防災計画策定への支援 蓄積した知見を活用し、地方自治体が整備する地域防災計画に関して以下の支援を行う。 a. 地方自治体が策定する避難計画や避難時間推計シミュレーション結果に対して原子力規制委員会が行う評価への技術的な支援を行う。</p>	<p>①UPZ内外における避難範囲の決定手法、EALの考え方など、原子力災害対策指針の改善に関する規制庁からの要請に対し、その都度、技術的助言を行っている。</p> <p>②IAEAの安全原則(GS-R-2:安全要件)の改訂について、作業会に参加し、福島事故での教訓を反映するよう作業中。 また、自治体職員向け研修において福島事故の教訓を踏まえた我が国の新たな原子力防災体制、防護対策について紹介している。IAEA等の会議でも同様に紹介。</p> <p>③地域防災計画策定への支援関係 a.地方自治体の避難時間推計実施にあたり、避難計画への反映方法を海外(米国)の状況を調査している。 また、自治体からの避難時間推計発注文書に関する技術的助言要請に対し対応(6県)。また、シミュレーション結果に対する助言要請に対し、技術的観点から</p>

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度上半期の実績
<p>なお、オフサイトセンターの管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示する。</p>	<p>また、防災業務に関し、原子力規制庁、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。</p> <p>なお、オフサイトセンターの管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。</p>	<p>b. 原子力規制委員会の要請に基づき、シミュレーションの実施等の技術的な支援を行う。</p> <p>官邸・緊急時対応センター等及び福島暫定オフサイトセンターの管理支援並びに機構本部の設備の管理に関する業務については、緊急を要する作業を除き一般競争により調達する。</p> <p>なお、これらの業務の受注先が決定した場合、業務内容等の詳細情報をホームページにおいて開示する。</p>	<p>入力条件についてコメントのうえ、再解析を助言(1県)</p> <p>b. 第2回原子力防災会議において決定された「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」に基づき設置されたワーキングチーム(WT)に係る合同会議に出席した。(9月13日、10月9日)今後、要請も基づき技術的側面から支援する予定である。</p> <p>・ 福島暫定オフサイトセンターの管理支援については、一般競争により調達した。オフサイトセンターの管理支援に対する業務の受注先が決定した後、ホームページの契約に関する情報として契約件名、契約先、契約金額等の情報を開示した。業務内容については、機構のホームページの原子力防災に係るページのオフサイトセンター設備紹介の中に記載しているとおり。</p>